

SUNPOWER®

太陽光発電モジュール製品・出力保証

本保証は、製品番号に「SPR-E」または「SPR-X」が入り、2017年3月1日以降に日本国内で販売されたサンパワー社の太陽光発電モジュール（以下「太陽光発電モジュール」という。）に適用される。

1. 保証

サンパワー社は、保証開始日¹から 25 年間（以下「本保証期間」という。）、通常の用途、設置、使用および稼働条件のもと太陽光発電モジュールに材料または製造上の欠陥がないこと、ならびに、太陽光発電モジュールの出力が最初の 5 年間において最大出力の下限值²の 95 パーセントを下回らないこと、および 6 年目から 25 年目までの年次の低下が 0.4 パーセントを上回らず、それゆえ本保証期間の 25 年目の最終日において出力が最大出力の下限値の 87 パーセントを下回らないことを保証する。

太陽光発電モジュールが本保証に適合しない場合において、出力損失の原因が下記第 3 項に規定される除外事項以外にあるとサンパワー社がその裁量で判断したときは、サンパワー社は、本保証期間中、本保証の規定にしたがい、欠陥のある太陽光発電モジュールについて修理、（新品もしくは修理済みのものとの）交換、または返金をする。サンパワー社は、当該太陽光発電モジュールを、同等以上の出力定格を持ち、電気的および機械的に互換性のある太陽光発電モジュールに修理または交換するため合理的な努力をする。このことが商業的に実現困難な場合には、サンパワー社は、顧客に対して、欠陥のある太陽光発電モジュールについて支払われた購入代金を返金する。本保証に規定される修理、交換、または返金措置は、唯一かつ排他的な救済方法とする。修理または交換された太陽光発電モジュールの保証は、本保証期間を超えて延長されない。

本保証の対象となる有効な保証請求について、設置場所からのサンパワー社まで及び、サンパワー社から設置場所までの修理または交換済みの太陽光発電モジュールの返送に要する合理的かつ通常の運送費用を負担する。本保証は、欠陥のあるまたは修理済みの太陽光発電モジュールの設置、撤去または再設置に関連する費用は、保証の対象としない。

2. 保証請求に関する一般的な条件

- 保証請求は、いかなる場合でも本保証期間内に提出されなければならない。
- 保証請求は、(i) 請求書に名前が示されている当初の最終購入者、および (ii) 請求書に名前が示されている当初の最終購入者から太陽光発電モジュールを転得した者（承継または譲渡が十分に証明されることを条件とする。）により、またはこれらの者を代理してのみ提出することができる。
- 太陽光発電モジュールが種類を問わず可動性プラットフォーム上で使用される場合には、本保証期間は 12 年間に限定される。
- 太陽光発電モジュールを交換する場合には、交換された太陽光発電モジュールはサンパワー社の所有物となる。

3. 除外および制限事項

本保証は、以下のいずれかに該当する場合には、適用されない。

- 以下のいずれかの状態にある太陽光発電モジュール：(1) 誤用、不正使用、放置もしくは事故、(2) 改造、不適切な設置もしくは撤去、(不適切な設置とは、サンパワー社の安全設置取扱説明書もしくはオペレーションやメンテナンスなどのあらゆる説明書（各書面はサンパワー社の独自の判断で随時更新され、当初のものとは異なる場合がある）に不遵守、もしくは適用のある国および地域の法令等の不遵守を含むがこれらに限定されない)、(3) サンパワー社の認定保守技術者以外の者による修理

¹「保証開始日」とは、(i) 太陽電池アレイの相互接続日、または (ii) サンパワー社による引渡日の 6 ヶ月後のいずれか早い方の日付とする。引渡日が確認できない場合は、代わりに製造日を用いる。

²「最大出力の下限值」は、ラベルに示されている、最大出力から最大出力公差を引いた値または最小定格出力として定義される。最大出力は、IEC61215 に記述され、IEC60904 に沿って測定されており、EN50380 による公差を考慮した、標準測定条件でのワットピークとして定義される。サンパワー社製モジュールは、正確な電力測定を行うために、あらゆる場合においても 200 ミリ秒以上の掃引速度を必要とする。要請に応じて、サンパワー社は詳細な検査手順または公認検査機関のリストを提供することが可能である。

SUNPOWER®

もしくは改良、(4) 電圧、風荷重もしくは雪荷重の仕様を超える条件、(5) 電源障害サージ、落雷、洪水もしくは火災、人、昆虫、動物もしくは工業化学物質への暴露から受ける破損、またはサンパワー社の支配外にある衝撃または他の事象から生じるガラス破損

- b) 太陽光発電モジュール材料の通常の損耗に起因する表面的な影響、または本保証で保証されている出力の値を下回らないその他の表面的な変化。太陽光発電モジュール材料の通常の損耗には、フレームの退色、ガラス被覆の風化、および個々の太陽電池または太陽光発電モジュールの全ての部分の周囲または上部の変色部分を含むがこれらに限定されない。
- c) 塩水域と直接接触する可能性があるとしてサンパワー社の裁量で判断される場所に設置された太陽光発電モジュール
- d) 型式またはシリアル番号を含むラベルが変更され、除去され、または判読不能となっている太陽光発電モジュール
- e) サンパワー社の明示的な書面による承認なく当初の設置場所から移動された太陽光発電モジュール

サンパワー社は、本保証に基づく不履行または履行遅滞が、天災、労働争議、公的機関の行為、戦争、暴動、ストライキ、禁輸、テロリスト、民事当局もしくは軍事当局の行為、火災、洪水、ハリケーン、台風、竜巻、火山活動、地震、津波、事故、またはサンパワー社の合理的な支配を超えたその他の原因もしくは状況により引き起こされた場合には、顧客またはいかなる第三者に対しても一切の責任を負わないものとする。

4. 保証範囲の制限

日本の強行法規に基づく制限（製造物責任法に基づく責任が含まれるがこれに限定されない。）を前提として、本保証は、他のすべての明示または黙示の保証（商品性および特定の目的、使用または用途への適合性の保証を含むがこれらに限定されない。）ならびにサンパワー社の他のすべての義務または責任に明示的に代わるものであり、これらを排斥する。ただし、当該他の保証、義務または責任が、サンパワー社により明示的に書面で合意され、署名され、承認されている場合には、この限りではない。相反するいかなる条項に限定されることなく、サンパワー社は、太陽光発電モジュール（モジュールの欠陥、使用または設置を含むがこれらに限定されない。）から生じ、または関連するあらゆる原因により一切の人的もしくは物的な損害もしくは損傷、またはその他の一切の損失もしくは損傷について、何らの義務も責任も負わないものとする。サンパワー社は、いかなる状況においても、原因を問わず、特別損害、間接損害、付随的損害または、派生的損害については一切賠償責任を負わないものとする。したがって、逸失利益、収益の減少、使用の制限、生産の減少、事業機会もしくは営業上の信用の逸失、資本コスト、代替電力費用、資金調達費用、燃料費は、これらに限られるものではないが、特に保証の範囲から除外される。損害賠償またはその他がある場合におけるサンパワー社の責任総額は、保証請求の原因となった提供済みまたは提供予定の製品一式またはサービスに対して顧客がサンパワー社に対して支払った金額を超えないものとする。

本保証の規定が裁判所またはその他管轄権を持つ機関により無効または強制執行不能であると判断された場合には、当該規定は必要最小限の範囲で修正されるものとし、本保証のその他の規定はなお効力を有するものとする。

5. 保証の履行

本保証の対象となる有効な請求を行うことができる場合とは、ただちに太陽光発電モジュールの販売・設置業者もしくはサンパワー社認定設置業者に通知するか、または sunpower_techsupport@sunpowercorp.com を宛先としてサンパワー社に直接連絡するものとする。保証請求には、太陽光発電モジュールの引渡日を示す証拠、当該モジュールのシリアル番号および製品番号、ならびに保証請求の根拠を添えるものとするが、提出を求められるものはこれらに限定はされない。サンパワー社による事前の書面による許可がある場合を除き、太陽光発電モジュールの返品は受け付けられないものとする。